

○草津市防災会議条例

昭和38年7月12日

条例第17号

改正 昭和58年3月29日条例第22号

昭和61年10月1日条例第26号

平成12年3月24日条例第1号

平成24年10月11日条例第17号

平成25年3月29日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき草津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務ならびに組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 草津市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市の区域の全部または一部を管轄する警察署の警察署長
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

- (5) 教育長
- (6) 市の区域の全部または一部を管轄する消防署の消防署長および消防団長
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が特に必要と認める公共的機関の職員のうちから委嘱する者

6 防災会議は、委員30人以内で組織する。

7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、草津市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員および学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、草津市の職員のうちから市長が指名する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(部会)

第7条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第1号) 抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月11日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(草津市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の草津市防災会議条例第3条第5項第8号の委員として市長が最初に委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年7月31日までとする。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。